

起業メカニズム活性化の処方箋

～ 新市場創出による経済再生に向けて ～

2001年5月25日

株式会社日本総合研究所

調 査 部

I T 政策研究センター

(<http://www.jri.co.jp/research/index.html>)

本レポートに関する照会は、下記宛て、お願いします。

【 IT政策研究センター 】
〔 所長：藤井 英彦 〕
〔 電話：03-3288-4615 (直通) 〕

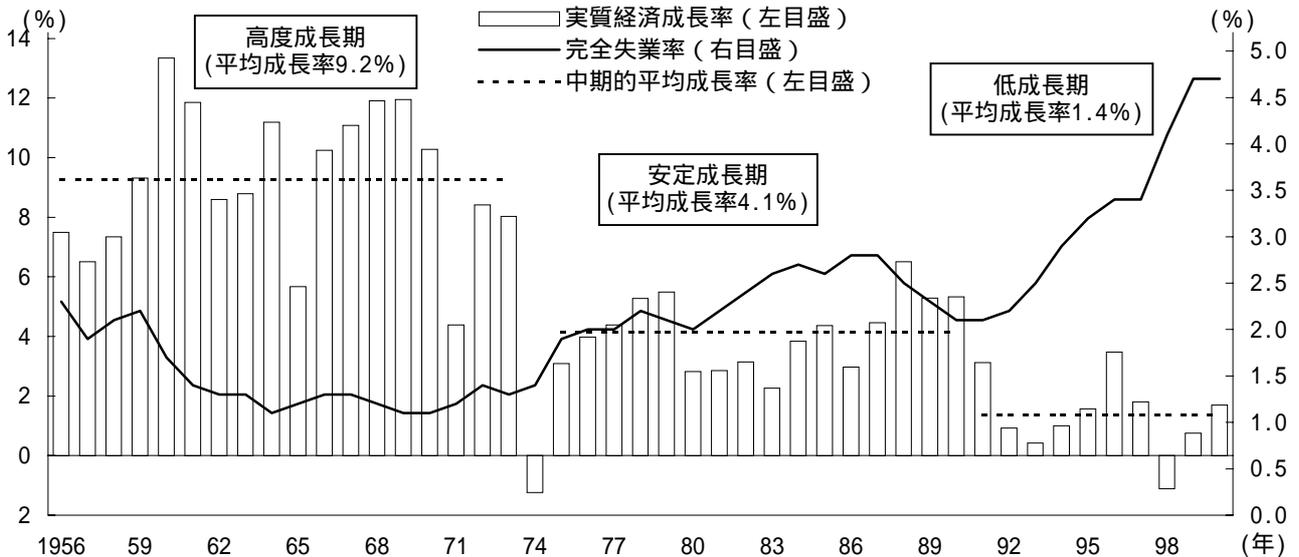
【 要 旨 】

- (イ) わが国経済は90年代に入り長期にわたる深刻な低迷期に突入。90年代、未曾有の経済成長を実現した米国と対比してみれば、現下のわが国長期低迷の根因は、21世紀型パラダイムに適合し経済を牽引する新たなリーディング分野の成長遅延。
- (ロ) 米国経済復活の原動力は、地方の中堅・中小企業やベンチャー企業。それに対して、わが国では現時点でも雇用創出等、経済活動の牽引役は中堅～大企業が中心。ベンチャー投資はわが国でも次第に増加しているものの、欧米対比、依然大幅な格差。
- (ハ) ITやバイオ、環境等、技術革新に支えられた新市場が台頭し、加えて、パラダイム転換によってバリュー（付加価値）創出メカニズムの構造変化が不可避となるなか、従来型の経済システムの適応力は限定的。さらに、成長可能性が不詳な様々な新市場に対する積極的コミットメントは、株主利益最大化の制約下、既存企業にとって必ずしも容易でないうえ、マクロ経済的視点からみても資源配分上問題あり。個別プロジェクト毎の経済資源投入の極小化とトライアル分野の極大化によって、リスク分散を図りつつ積極的に新市場の創出を実現していくには、ベンチャー・スタイルの起業メカニズムをわが国でも本格的に定着・普及・発展させていくことが喫緊の課題。
- (ニ) そうした観点からわが国起業環境をみると、資金調達が最大の問題。優先株制度の硬直性やベンチャー企業の情報不足等、様々な問題点の指摘が可能であるものの、主因はベンチャー起業の成功率と成長性の低さ。とりわけ、次の3課題の克服が焦眉の急。
- 1) 起業法制の弾力化 ～ 創業コストの極小化 ～
創業コストの削減には会社法制の見直しが不可欠。民事再生法の成立により倒産法制では再起可能なシステムが整備。しかし、起業法制では依然問題点が残存。
 資本金規制の引下げ・撤廃
 米国では、わが国の株式会社に相当する“General Corporation”でも資本金規制なし。わが国では最低資本金規制。
 有限責任原則の強化
 事業の成功率が必ずしも高くないベンチャー型起業の促進には、有限責任が不可欠。米国では有限責任の多様な会社形態が認容。
 企業法制の弾力化
 近年、設立が著増している“Limited Liability Company”は二重課税の回避と有限責任を特徴とする新たなスキーム。
 - 2) 起業税制の見直し ～ 創業メリットの極大化 ～
利益や権利等、起業メリットの極大化による起業インセンティブ喚起には、とりわけ、税制が重要。R & D投資減税や証券税制の整備に加え、次の3点が緊急課題。
 二重課税の見直し
 米国の場合、二重課税対象事業体は“Corporation”（わが国株式会社に相当）のみ。その他の法人は二重課税対象外。
 法人実効税率の引下げ・個人所得税の累進性緩和
 国内投資増加・資本流入に向け国内市場の魅力を競う国際的制度間競争が激化し、法人・個人所得税軽減の動きが強まるなか、わが国は公的負担が高い国。起業意欲阻害に作用する懸念大。
 レーガン税制が目指した改革モメントの導入
 産業空洞化の危機に直面し技術立国を目指した米レーガン政権は『経済再建税制』と銘打ち、思い切った税制を導入。
 - 3) 起業シーズ供給体制の整備 ～ 強力な技術立国の構築 ～
主要各国対比、わが国科学技術政策の特徴は次の2点。しかし、技術立国の確立にはこうした現行の科学技術政策を転換し、中小・ベンチャー企業も含め、新産業創出に向けた柔軟かつ強力な研究開発体制の構築が不可欠。
 企業のR & D投資に対する政府支援が突出して低水準
 企業のR & D投資への政府支援の中心は、諸外国の具体的な事業化促進策に対して、わが国ではインフラ整備が重要な柱。
- (ホ) さらに、知的財産権制度の強化、TLO等、産学連携によるダイナミックな研究・開発体制の確立、新パラダイムに適合した有能な人材の大量供給に向けた強力な教育システム構築等、総合的政策のスピーディーな推進が大前提。

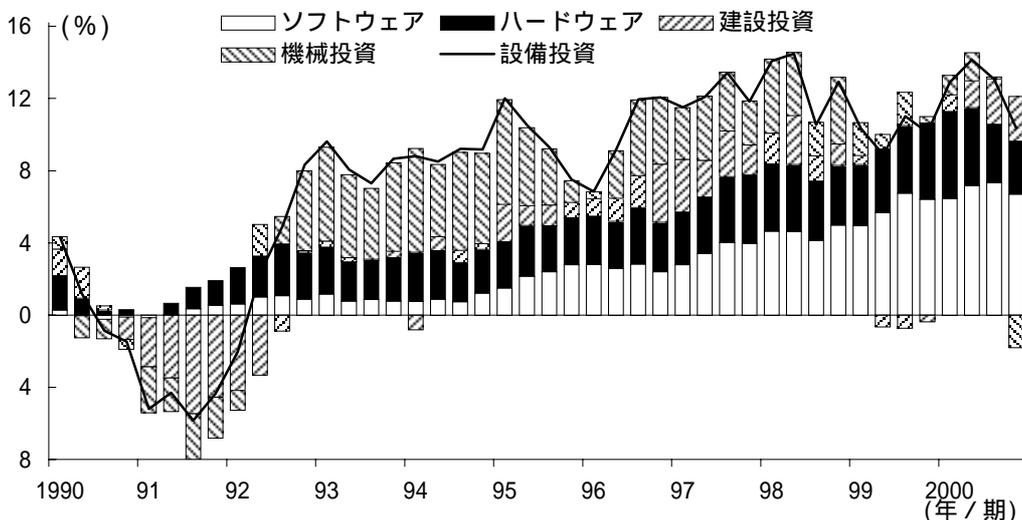
1. 低迷長期化するわが国経済

- (イ) わが国経済は90年代に入り長期にわたる深刻な低迷期に突入。中期的な実質平均成長率は、第1次石油危機までの高度成長期(平均成長率:9.2%)から、バブル崩壊までの安定成長期に4.1%と半分へ屈折。さらに、90年代には、平均成長率1.4%の低成長に。こうした情勢下、失業率は90年代ほぼ一貫して上昇し5%弱の水準へ。一方、企業倒産件数もこのところほぼ戦後最悪水準で推移。
- (ロ) それに対して、米国は、70~80年代に直面した産業空洞化の危機を見事に克服し、90年代には過去最長のインフレ無き持続的経済成長を実現。IT革命を機軸とする21世紀型パラダイム転換への迅速な対応が、90年代米国経済成功の主因。ちなみに、個別企業のみならず一國経済全体の国際競争力を左右する設備投資動向をみると、米国では、近年、IT投資のシェアが一貫して増大。99~2000年には9割に。そのうち、とりわけ増勢が著しい分野はソフトウェア。99~2000年には6割と過半を占めるまでに拡大。これは、eマーケットプレイス等、電子商取引市場の本格的展開が目前に到来してきたことに起因。さらにニュー・ビジネスの観点からみると、米国では、近年、バイオ・環境分野等が急成長中。
- (ハ) 翻ってわが国をみると、21世紀型パラダイムに適合し経済を牽引する新たなリーディング分野の成長が遅延。これが現下の低成長の根因。

わが国実質経済成長率と完全失業率の長期推移



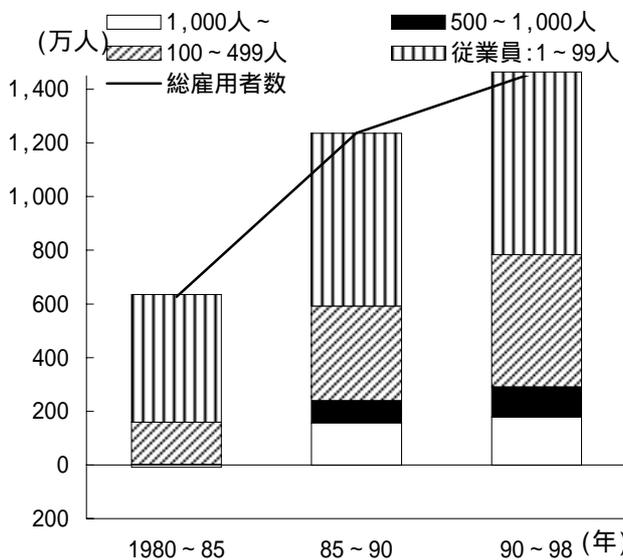
米国実質設備投資の推移
(前年同期比)



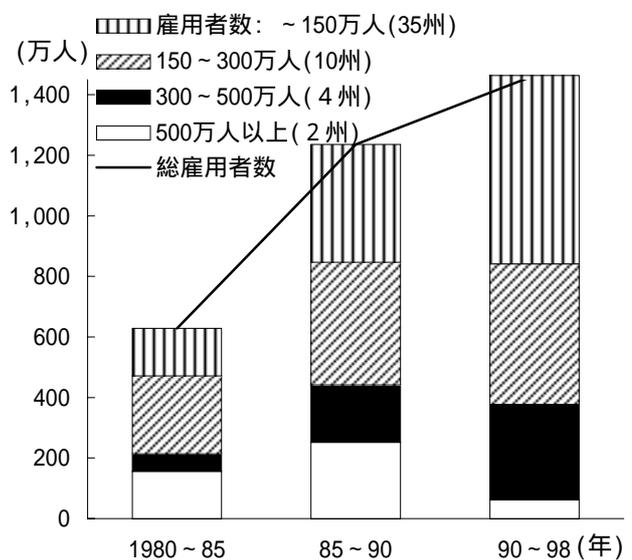
2. 欧米経済成長は中小・ベンチャー企業が原動力

- (イ) 近年の欧米経済成長の源泉を雇用創出の観点からみると、企業規模別には中堅・中小企業やベンチャー企業が主力エンジン。
- (ロ) まず米国についてみると、90年代後半に入り、従業員規模1,000人以上の大企業の雇用創出力に若干回復の兆しが看取されるものの、総じてみれば、従業員規模500人未満の中堅・中小企業が雇用創出の中核。とりわけ、従業員規模1~99人の、いわば中小企業の雇用創出力が強力かつ、近年、一段と増大。
- (ハ) 欧州各国やカナダでも、米国とほぼ同様の傾向。失業問題を克服したオランダやイタリア、カナダでは企業規模と雇用創出力の逆相関関係が明瞭であるうえ、その分岐点が、従業員規模でみて、ほぼ100人前後で共通。
- (ニ) なお、米国について州別に雇用動向をみると、近年の増加は雇用者数が150万人以下の地方圏が中心。ニューヨーク州や加州等、都市圏の雇用創出力は逆に後退傾向。

米国企業規模別雇用者数の推移
(増減数)

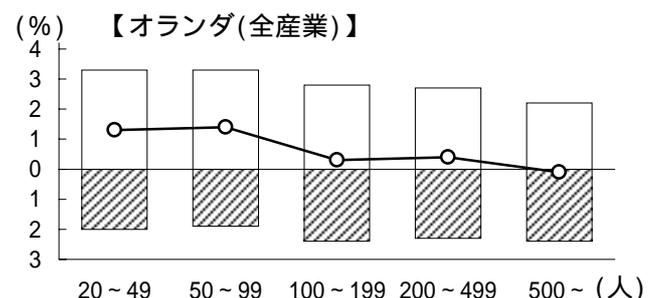
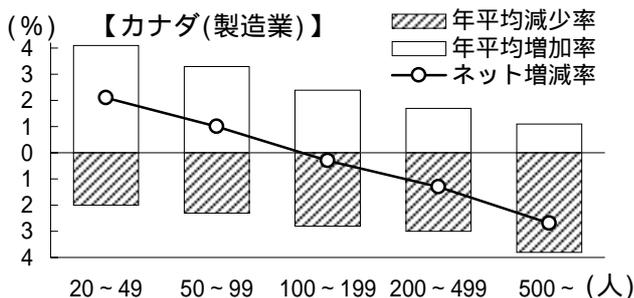
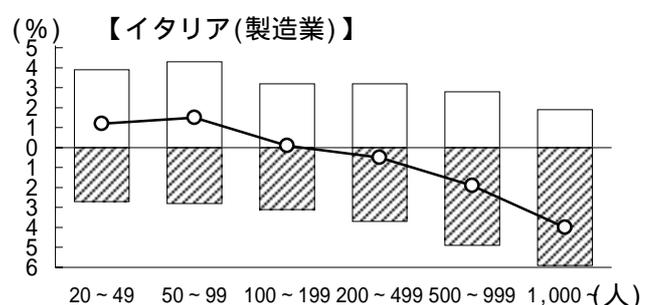
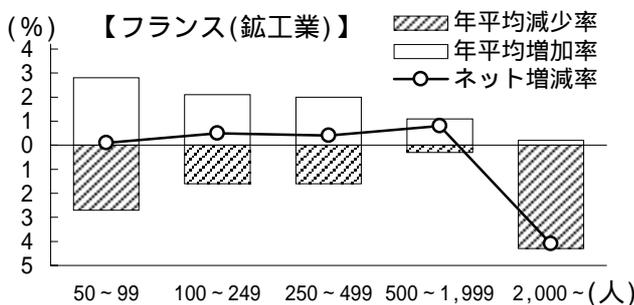


米国州別雇用者数の推移
(増減数)



主要各国の従業員規模別雇用者数増減率

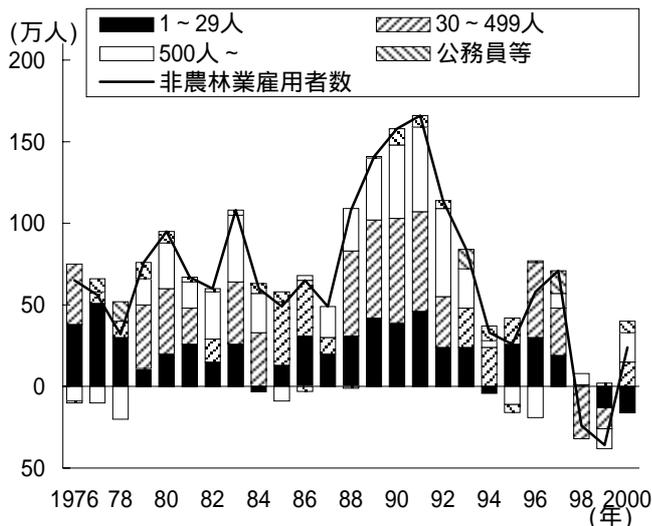
(仏: 1985~94年、伊: 90~95年、加: 90~96年、蘭: 89~94年)



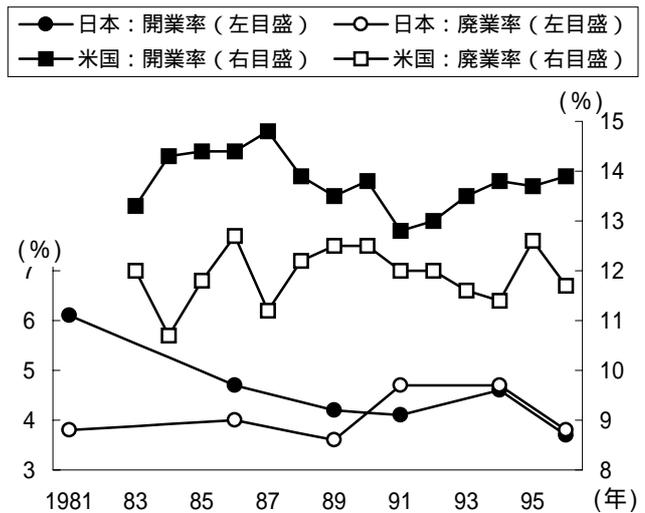
3. 停滞するわが国起業活力

- (イ) 翻ってみると、わが国では現時点でも雇用創出等、経済活動の牽引役は中堅～大企業が中心。とりわけ、2000年には、中堅・大企業の雇用が増加傾向に転じるなか、中小企業では雇用者数の減勢が一段と加速。
- (ロ) さらに起業活力の観点から、開業率・廃業率の推移を米国と対比してみると、米国では開業率が90年代を通じて一貫して上昇して廃業率を大きく上回り、近年、一段と起業活力が横溢。それに対してわが国では、90年代を通じて開業率が廃業率を下回るなか、90年代後半には開業率の低下傾向に歯止めが掛からない深刻な状況。
- (ハ) こうした情勢下、エンジェル税制の導入等、起業活力回復に向けた政府の諸施策が実施に移されるなか、わが国でもベンチャーキャピタル投資が次第に積極化・本格化へ。まず、投資金額についてみると、98年度1,561億円から99年7月～2000年6月には2,323億円へ大幅に増加。さらに、その内訳をみると、ベンチャーキャピタル本体あるいは投資事業組合（複数のベンチャーキャピタルが組成）が行う投資が占めるシェアが98年度の74%から99%へ一段と拡大。しかし、ベンチャーキャピタルへの出資状況を見ると、最大の出資主体は外国人投資（26%）であるうえ、米国や欧州と対比してみる限り、わが国ベンチャーキャピタル投資は突出して小規模。99年時点で比較すれば、欧州対比11分の1、米国対比29分の1。90年代後半に入り、欧米との格差が急拡大中。

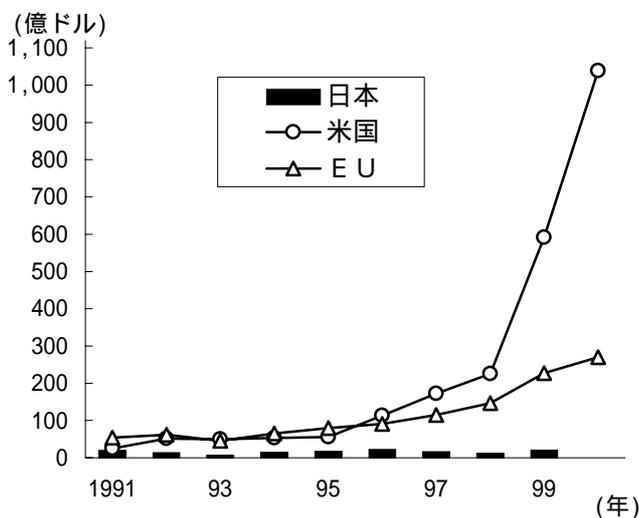
わが国従業員規模別雇用者数の推移
(前年比)



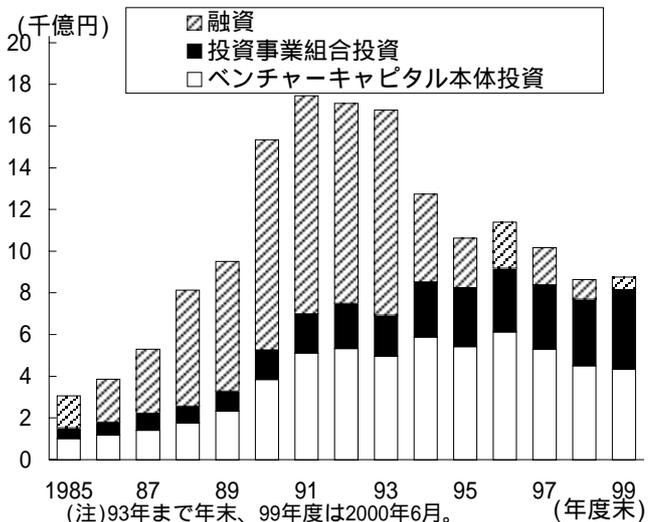
日米開業率・廃業率の推移



日米EUのベンチャーキャピタル投資額の推移



わが国ベンチャーキャピタル投融資残高の推移



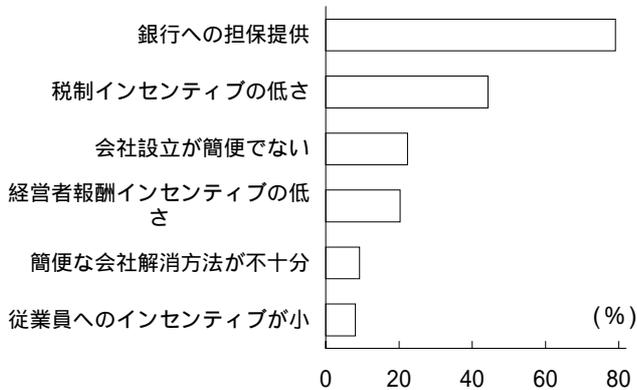
4. 今後の課題 ~ 起業メカニズムの確立 ~

(イ) ITやバイオ、環境等、技術革新に支えられた新市場が台頭し、加えて、パラダイム転換によってバリュー（付加価値）創出メカニズムの構造変化が不可避となるなか、従来型の経済システムの適応力は限定的。さらに、成長可能性が不詳な様々な新市場に対する積極的コミットメントは、株主利益最大化の制約下、既存企業にとって必ずしも容易でないうえ、マクロ経済的視点からみても資源配分上問題あり。個別プロジェクト毎の経済資源投入の極小化とトライアル分野の極大化によって、リスク分散を図りつつ積極的に新市場の創出を実現していくには、ベンチャー・スタイルの起業メカニズムをわが国でも本格的に定着・普及・発展させていくことが喫緊の課題。

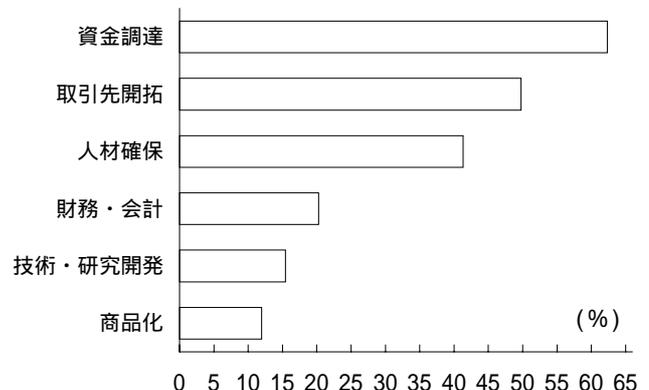
(ロ) そうした観点からわが国起業環境をみると、資金調達が最大の問題。優先株制度の硬直性やベンチャー企業の情報不足等、様々な問題点の指摘が可能であるものの、根因はベンチャー起業の成功率と成長性の低さ。とりわけ、次の3課題の克服が焦眉の急。

起業法制の弾力化 ~ 創業コストの極小化 ~
 起業税制の見直し ~ 創業メリットの極大化 ~
 起業シーズ供給体制の整備 ~ 強力な技術立国の構築 ~

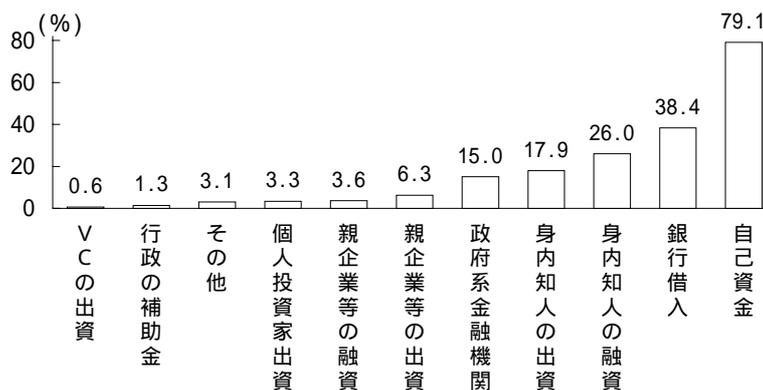
起業制度・環境改善要望
 (中小企業庁99年12月調査)



創業時の課題
 (中小企業庁99年12月調査)



創業時の資金調達先 (中小企業庁99年12月調査)



優先株の日米比較

	米国	日本
条件付与	自由に可能（定款記載も可） (例) 取締役選任権 議決権防御 持分希釈化防止 残余財産の優先分配 普通株式転換・売却権	不可
普通株式への転換	株式公開クローリング時、 普通株式に強制転換可能	普通株式への転換期限： 株式公開前の決算期末まで

(1) 起業法制の弾力化 ~ 創業コストの極小化 ~

創業コストの削減には会社法制の見直しが不可欠。わが国の場合、倒産法制については民事再生法が成立し再起可能なシステムが整備されたものの、起業法制については依然問題あり。とりわけ、次の3点が重要。

資本金規制の引下げ・撤廃

米国では、わが国の株式会社に相当する“General Corporation”でも資本金規制なし。それに対して、わが国では株式会社では1千万円、有限会社でも300万円の最低資本金規制があり、相対的に重い初期コストが発生。

有限責任原則の強化

事業の成功率が必ずしも高くないベンチャー型起業の促進には、有限責任が不可欠。米国では有限責任の多様な会社形態が認容。それに対して、わが国で有限責任が認められている会社形態は有限会社と株式会社のみ。

企業法制の弾力化

近年、設立が著増している“Limited Liability Company”は77年にワイオミング州、82年にフロリダ州がLLC法を制定した新たなスキームであり、二重課税の回避(次項)と有限責任が特徴。

企業法制の日米比較

【日本】

	株式会社	有限会社	合資会社
最低資本金	1,000万円	300万円	無制限
出資単位	一株5万円以上	一口5万円以上	
出資者・役員	株主：無制限 発起人1人以上 取締役3人以上 代表取締役1人以上 監査役1人以上	株主：1~50人 取締役1人以上	無限責任社員：1人以上 有限責任社員：1人以上
責任範囲	上限：株式引受額	上限：出資額	無限責任(経営者) (経営者)
その他	取締役の任期は2年 監査役の任期は3年	代表取締役・ 監査役は不要。	有限責任社員は 資本参加のみ。 経営参加は不可。

【米国】

	Sole Proprietorships	General Partnerships	Limited Partnerships	Limited Liability Companies(注)	S-Corporations	General Corporations
最低資本金	制限なし					
出資単位	-----	-----	-----	制限なし		
出資者・役員	個人	複数によるパートナーシップ		出資者 PRESIDENT CFO SECRETARY	株主75人まで PRESIDENT CFO SECRETARY	株主 PRESIDENT CFO SECRETARY
			Limited Partner と General Partner	すべて同一人物も可 (州によって異なる)		
責任範囲	個人の無限責任	パートナーの 連帯無限責任	LPIは出資額の 範囲内の有限責任 GPは無限責任	出資額の範囲内		
その他	個人・会社の 区別なし すべて個人扱い	パートナーシップの収益を 個人所得として税務申告		法人としての収益を 個人所得として税務申告 (株主は、米国 Residentのみ)		通常の株式会社。 法人所得税発生。 経営者の個人所得 に納税されるため 二重課税に。

(注) 当初、LLCでは、最長30年間の企業継続期間の制約があったものの、期間制約は今日ほぼ解消。

(2) 起業税制の見直し ~ 創業メリットの極大化 ~

(イ) 利益や権利等、起業メリットの極大化によって創業インセンティブを喚起するには、とりわけ、税制が重要な役割。中小企業庁99年12月調査の「起業制度・環境改善要望」(前4項)の通り、税制インセンティブの強化が焦点。

(ロ) R & D投資減税の拡充や証券税制の整備に加え、次の3点が緊急課題。

二重課税の見直し

米国の場合、二重課税対象事業体は“Corporation”(わが国株式会社に相当)のみ。その他の法人は二重課税対象外。それに対して、わが国で二重課税対象外は法人格無き組合等のみ。

法人実効税率の引下げ・個人所得税の累進性緩和

国内投資増加・資本流入に向け国内市場の魅力を競う国際的制度間競争が激化し、法人・個人所得税軽減の動きが強まるなか、わが国は公的負担が高い国。起業意欲阻害に作用する懸念大。

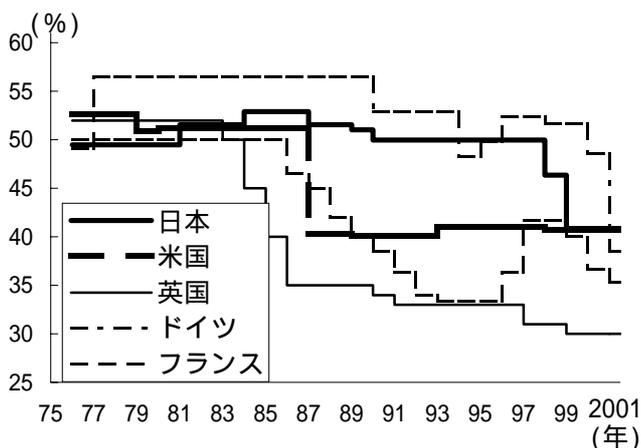
レーガン税制が目指した改革モメントの導入

産業空洞化の危機に直面し技術立国を目指した米レーガン政権は『経済再建税制』と銘打ち、思い切った税制を導入。

事業体課税の日米比較

	日本		米国	
	法人格有	法人格無	法人格有	法人格無
法人課税	普通法人 株式会社、 有限会社等 公益法人等 協同組合等	人格のない社団等 特定目的信託 投資信託 証券投資信託・ 公募投資信託を除く	Corporation	
構成員課税		任意組合 匿名組合 信託 上記信託を除く	S-Corporation LLC	General Partnership Limited Partnership
分配後法人課税	特定目的会社 投資法人	特定目的信託 投資信託	Trust(事業主体限定) REIT	

主要各国法人実効税率の推移



法人実効税率と個人所得税の主要各国比較
【法人実効税率】 (%)

日本	40.87
米国	40.75
ドイツ	38.47
フランス	35.33
英国	30

【個人所得税】 (%)

	所得税 (段階数)	地方税 (段階数)
日本	10 ~ 37 4段階	5 ~ 13 3段階
米国	10 ~ 33 4段階	4 ~ 6.85 5段階
英国	10 ~ 40 3段階	- - - - -
ドイツ	19.9 ~ 48.5 直線	- - - - -
フランス	8.25 ~ 53.25 6段階	- - - - -

米レーガン税制改革のACRS、ITCとタックス・リース制度の概要

1. 加速度償却制度 (ACRS) 【導入】 1981年1月1日 (経済再建税法) 【概要】 目的... 投下資本の回収 (償却) 期間短縮 対象... 土地を除く全ての固定資産 旧制度の資本回収期間を概ね 1/2 以下に短縮 回収期間を 3年、5年、10年、15年の4分類に簡略化
2. 投資税額控除制度 (ITC) 【導入】 1962年創設、1981年に修正 【概要】 対象... 新規取得設備および一定額までの中古設備 (建物は対象外)
3. タックス・リース制度 【導入】 1981年導入、1982年修正 【概要】 赤字企業が黒字企業から設備をリースする形によってACRS、ITCの活用を認める制度

(3) 起業シーズ供給体制の整備 ~ 強力な技術立国の構築 ~

(イ) 主要各国対比、わが国科学技術政策の特徴は次の2点。

企業のR & D投資に対する政府支援

わが国企業のR & D投資はGDP比2%強を占め、主要先進各国中最大。それに対して、科学技術予算に占める企業R & D投資に対する政府支援額のシェアをみると、逆に、わが国は突出して低水準。

企業のR & D投資に対する政府支援の内訳

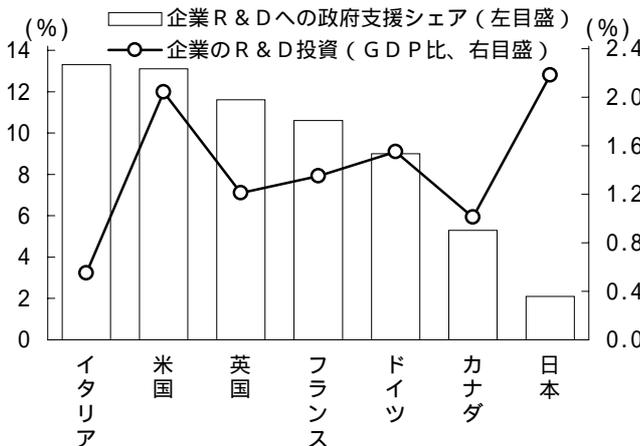
わが国の政府支援は、インフラ整備と事業化促進が2本柱。しかし、他の主要先進各国と比べてみると、とりわけ米仏英3カ国では、事業化促進策のウェイトが、わが国の2~3倍ときわめて重点的に投入。この点を踏まえてみると、わが国の政府支援はインフラ整備中心型。

さらに、民間R & D投資を企業規模別にみると、欧米主要国の中小・中堅企業は全体の2割前後を占めるのに対して、わが国は6%と突出して小。ちなみに、各国政府はそうした中堅・中小企業に対しても、GDP比0.02~0.03% R & D予算を配賦。

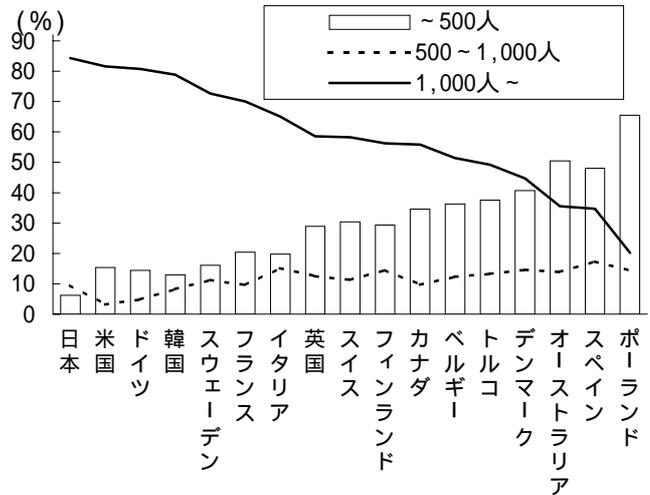
(ロ) 強力な技術立国を確立していくには、まず、こうした現行の科学技術政策を転換し、中小・ベンチャー企業も含め、新産業創出に向けた柔軟かつ強力な研究開発体制の構築が不可欠。さらに、知的財産権制度の強化、TLO等、産学連携によるダイナミックな研究・開発体制の確立、新パラダイムに適合した有能な人材の大量供給に向けた強力な教育システム構築等、総合的政策のスピーディーな推進が必要。

(注) 知的財産権の詳細は『IT対応型知的財産権制度の構築を(2000.9.26)』、産学連携は『技術立国実現の処方箋(2001.4.23)』、教育改革は『急がれるIT対応型わが国教育改革(2000.9.4)』参照。

企業R & D投資に対する主要各国政府支援比較

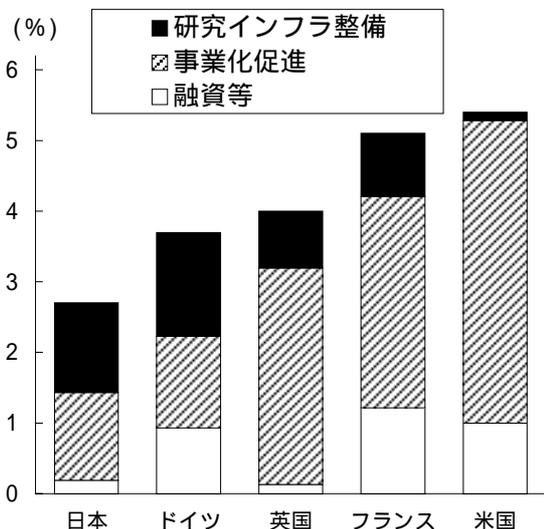


民間R & D投資の従業員企業規模別シェア (1995年)



(注) は96年、 は97年値。

企業R & D向け政府支援額の内訳比較 (対国内民間総生産比率)



各国政府R & D予算の企業規模別受取額 (GDP比、1995年)

	企業規模別受取額 (GDP比)			全体 (ミリアセント)
	~500人	500~1,000	1,000人~	
米国 1)	0.28	0.05	2.73	3.06
フランス	0.20	0.15	1.66	2.01
英国 1)	0.28	0.21	0.69	1.18
韓国 1)	0.39	0.08	0.55	1.02
ポーランド	0.76	0.12	0.09	0.97
イタリア	0.12	0.14	0.64	0.90
フィンランド 1)	0.44	0.16	0.15	0.75
カナダ	0.30	0.04	0.34	0.69
デンマーク	0.29	0.07	0.23	0.59
ベルギー	0.27	0.03	0.08	0.38
スペイン	0.23	0.04	0.10	0.37

(注) 日本の計数は不詳。1)は1997年調査。